

令和元年 7 月 5 日 掲 示

「図書館への提案」についてのお答え

県立図書館をいつも御利用いただきありがとうございます。

令和元年 6 月 22 日にお寄せいただいた御提案について、下記のとおりお答えします。

(提案の要旨)

**タバコを排除するなら、車の乗り入れも排除すべき。
(タバコの煙より車の排気ガスの方が問題。)**

(回答)

「望まない受動喫煙をなくすこと」や「受動喫煙による環境影響が大きい子ども、患者等に特に配慮すること」などを目的として成立した、健康増進法の一部を改正する法律を受け、佐賀県では、令和元年 7 月 1 日から県の庁舎・児童福祉施設は敷地内全面禁煙、それ以外の施設も原則として庁舎等に準じて敷地内全面禁煙に取り組んでいくとの方針を受けて、当館においても同日付けで「敷地内全面禁煙」とすることといたしました。

車の排気ガスについても対策は必要だと考えます。

県では、佐賀県環境の保全と創造に関する条例第 86 条（自動車等の効率的な使用等）において、

- ・ 自転車又は公共交通機関の利用に努めることにより、自動車の使用を抑制するとともに、その使用時には効率的な使用に努めなければならない
- ・ 自動車を運転する際の駐車時には、アイドリングストップに努めなければならない
- ・ 自動車を購入しようとするときは、排出ガスがないか又はその

量が少ない自動車を購入するよう努めなければならない
とする規定を設け、県民の皆様に、可能な範囲で環境保全に関する行動をお願いしているとともに、県民への普及啓発に努めているところではあります。

車の乗り入れについては、利用者様の利便性や車社会の現状等を考慮すると、直ちに排除することは困難だと考えます。

佐賀県立図書館長